

安全配慮義務：リスクに基づく自主的化学物質管理

環境・健康

労働現場で約 7 万種類の化学物質が使用されている中で、労働安全衛生法の特別規則（有機則、特化則、鉛則）で作業環境、作業、健康管理などが義務付けられている化学物質は 121 物質にしか過ぎません。化学物質による労働災害を防止するには、特別規則による管理（法令による義務付け）のみでは不十分であり、化学物質の危険有害性情報の把握とリスクに基づく自主的な化学物質の管理が求められています。

労働安全衛生法特別規則の対象外の有害化学物質の管理は、下記の安全配慮義務〔労働契約法第 5 条：労働者へ安全の配慮〕の観点からも自主的に取り組み、化学物質による労働災害の防止に努めることが望まれます。

労働安全衛生法令における化学物質関係規制

規制内容等	対象物質数	備考
製造禁止	8 物質	石綿等
特別規則に基づく作業環境、作業、健康の管理	121 物質	鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則に基づく措置
譲渡提供時の SDS の交付 リスクアセスメント	663 物質	安衛法第 57 条の 2、第 57 条の 3 に基づく義務（上記 116 物質を含む）
	約 7 万物質	安衛則第 24 条の 14、第 24 条の 15、安衛法第 28 条の 2 に基づく努力義務（上記物質を除く）

※対象物質数は平成 29 年 7 月 1 日時点であり、新規化学物質の増加、法令の改正に伴い増加します。

安全配慮義務

〔労働契約法第 5 条：労働者へ安全の配慮〕

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理	作業環境測定、局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育

株式会社 近畿エコサイエンス

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270
中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666